

第5期旭区地域福祉保健計画 用語集

頭文字	単語	説明文
あ	あさひみらい塾	平成26年度から始まった、地域で活動するきっかけづくり等を目的とした講座。卒業生同士の定期的な集まりや情報交換の場が自主的に開催されるなど、「あさひみらい塾」を通じた繋がりが生まれている。
お	親と子のつどいの広場	地域の子育て中の親子(主に0～3歳の未就学児と保護者)を対象に、子育て親子の交流や場の提供・子育てに関する相談・地域の子育て関連情報の提供などの活動を行っている。主にNPO法人などが運営を行い、スタッフとして地域の方々も活躍している。
け	ケアマネジャー	要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス(訪問介護、デイサービスなど)を受けられるよう介護サービス等の提供についての計画の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者
け	元気づくりステーション	身近な地域で、仲間と一緒に介護予防・健康づくりに取り組むグループ活動。現在市内で、300グループ以上がロコモ予防体操、ウォーキング、健康マージャンなど様々な活動を行っている。
け	権利擁護	自己の権利や意思を表明することが困難な認知症高齢者、知的障害者等の福祉サービス利用者の意思決定を援助し、支援を行うこと。
さ	サロン	地域住民が気軽に集まり、お茶会や趣味活動、レクリエーション活動等を通じて、住民同士の交流や健康づくりを促進するための場。
し	児童家庭支援センター	児童福祉法に基づき設置された児童福祉施設で、相談員や心理担当職員など専門の職員が、子育てやご家庭に関するさまざまな相談を受け、必要に応じて、区役所など関連する機関と協力・連携を行う。
し	市民活動支援センター	区民の自主的な活動(地域活動・ボランティア活動など)をサポートする施設。大きく分けて「相談」「情報提供」「場の提供」「地域活動支援」の4つの役割を担っている。
し	少子高齢化	出生数が減少し子どもの割合が低下することや、平均寿命の伸びなどにより高齢者の割合が増加すること。
し	障害者地域活動ホーム	在宅の障害児・者及びその家族等の地域生活を支援する拠点施設として、横浜市が独自に設置している施設。主なサービスとして、日中活動事業のほか、生活支援事業及び相談支援事業などを実施している。
し	社会福祉協議会	社会福祉法第109条に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている。民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織であり、横浜市においては、①社会福祉法人として専任職員と事務局を持つ市社会福祉協議会及び18の区社会福祉協議会②住民主体の任意団体でおおむね地区連合自治会町内会エリアで活動する地区社会福祉協議会がある。
じ	自治会町内会	自治会町内会は、地域住民の連帯感を育て、地域の環境・防災・防犯等、様々な課題に取り組みながら地域づくりを行う自主的な団体
じ	ジュニアボランティア	旭区内の市立小学校5・6年生を対象に、民生委員・児童委員と一緒に、福祉活動や地域活動へ参加する有志ボランティア

第5期旭区地域福祉保健計画 用語集

頭文字	単語	説明文
せ	生活困窮者自立支援制度	「なかなか仕事が見つからない」「家計のやりくりで悩んでいる」等の様々な事情により生活にお困りの方が周囲から孤立することなく安定した生活が送れるよう、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援を行う制度
せ	生活支援センター	地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立、及び社会参加を促進することを目的として、各区に1館設置されている。日常生活相談、日常生活に必要な情報の提供、食事サービス、入浴サービス、洗濯サービスの提供、各センターによる自主事業(レク・イベント等)、地域交流活動などを行っている。
せ	成年後見制度	高齢者の方、知的障害のある方、精神障害のある方などが安心して生活できるように保護し、支援する制度。法的に権限が与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら財産管理や身上監護を行う。
ち	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
ち	地域ケア会議	高齢者の支援に関わる関係機関の様々な専門職が、地域住民とともに地域で高齢者を支えるネットワークを作り、地域の課題の解決やニーズに応えていくための話し合いを行う会議
ち	地域ケアプラザ	高齢者、子ども、障害のある人など、誰もが地域において健康で安心して暮らせるよう、身近な総合相談窓口として横浜市が設置。地域住民の福祉・保健活動やネットワークづくりを支援するとともに、住民主体による支え合いのある地域づくりを支援している。また、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握して支援していくとともに、地域の課題を明らかにして地域住民と一緒に解決に向けて取り組んでいる。
ち	地域自立支援協議会	障害者やその家族が暮らしやすい地域づくりのために、関係者が顔の見えるネットワークを構築して、情報共有を行い、地域課題の発掘・解決を行うことを目的とする。横浜市は規模が大きいので、「横浜市自立支援協議会」とは別に、各区に「地域自立支援協議会」を設置している。
ち	地域福祉活動計画	地域福祉活動を推進するために、住民や各種施設、団体等が社会福祉協議会と協働して策定する民間の活動・行動計画。 横浜市では、平成8年度から順次区社協の地域福祉活動計画が策定され、全区で推進されてきた。平成23年度(第2期きらっとあさひプラン)からは旭区地域福祉保健計画と一本化された。
ち	地域子育て支援拠点	就学前の子どもとその保護者が遊んだり、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供等を行う子育て支援の拠点。地域で子育て支援に関わる方のために研修会等も実施している。
ち	地区連合自治会町内会	連合自治会町内会は、自治会町内会が集まって構成され、相互の連絡調整や、地域住民の福祉増進等のために広域的な事業を実施している。
ハ	ヘルスメイト(食生活等改善推進員)	各区で実施している食生活等改善推進員養成講座を受講した者。地域で食を通じた健康づくりのボランティアとして活動している。

第5期旭区地域福祉保健計画 用語集

頭文字	単語	説明文
ほ	ボランティアセンター	地域で誰もが安心してボランティアに参加できる共生社会の実現を目指し、講座や研修を通じてボランティア・市民活動を広げている。活動を希望する人と支援を必要とする人をつなぐコーディネート機能を持ち、さらに、車いすや高齢者疑似体験セットなどの福祉機材の貸出や助成金などを通して活動支援も行っている。
ほ	保健活動推進員	地域の健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策のパートナー役として、地域で健康づくり活動を行っている。自治会町内会から選出され、市長が委嘱している。
み	みなまきラボ	地域の魅力を発見し、地域の未来を考え、創りだし、発信していく、開かれたまちづくりの拠点として、大学や行政、企業、そして住民の方々が一緒になって、まちをもっと楽しくしていくための様々な取組を行っている。
み	民生委員・児童委員 (民生委員)	民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員。全ての民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼ねている。民生委員のうち主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当している。地域の身近な相談相手として、介護や子育て等の福祉に関する様々な相談に応じ、利用できる福祉サービス等の情報提供を行ったり、行政や関係機関を紹介したりする「つなぎ役」となっている。
ゆ	ユースプラザ	「横浜市青少年相談センター」及び「若者サポートステーション」の支所的機能を有する施設。概ね15歳から39歳までの青少年を対象として、ひきこもり、不登校などの思春期・青年期問題の第一次的な総合相談や自立に向けた青少年の居場所の運営をするほか、地域で青少年の支援活動を行っているNPO法人等の団体や区との連携を図り、地域に密着した活動を行っている。
ろ	老人クラブ	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、「生活を豊かにする楽しい活動」を行い、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、「地域を豊かにする社会活動」に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めている。おおむね60歳以上の会員のクラブで、区によっては、かがやきクラブ、シニアクラブ、シルバークラブと呼称する。